法律

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年五月二十五日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　枝野　幸男

法律第四十八号

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の一部を改正する法律

産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「中小企業者による新事業の開拓」を「中小企業経営資源活用」に改める。

第二条第四項第一号イ中「、事業」を「若しくは事業」に改め、「若しくは資本の相当程度の増加」を削り、「又は会社」を「、会社」に改め、「設立」の下に「又は有限責任事業組合（有限責任事業組合契約に関する法律（平成十七年法律第四十号）第二条に規定する有限責任事業組合をいう。以下同じ。）に対する出資」を加え、同号ロ中「又は会社」を「、会社」に改め、「清算」の下に「又は有限責任事業組合に対する出資」を加え、同項第二号ハ中「若しくは役務」を「又は役務」に、「効率化し、又は国内若しくは外国における新たな需要を相当程度開拓すること」を「効率化すること」に改め、同号中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ　商品及び役務を一体的に組み合わせて行う商品及び役務の新たな販売及び提供の方式又は一の役務及びその他の役務を一体的に組み合わせて行う役務の新たな提供の方式の導入により、国内又は外国における新たな需要を相当程度開拓すること（第四条第一項第二号ハにおいて「新需要の開拓」という。）。

第二条第五項中「準ずるもの」の下に「（第十八項において「合併等」という。）」を加え、同条第九項を次のように改める。

9　この法律において「事業革新新商品生産設備」とは、第四項第二号イに掲げる事業革新に必要な新商品（当該設備を導入しようとする事業者が自ら行った研究開発の成果である新技術を利用したものに限る。以下「事業革新新商品」という。）の生産に専ら使用される設備をいう。

第二条第十項及び第十一項を削り、同条中第十二項を第十項とし、第十三項から第十九項までを二項ずつ繰り上げ、同条第二十項中「経営資源活用新事業」を「中小企業経営資源活用」に、「活用し、又は」を「活用し、若しくは」に、「新技術又は」を「新技術若しくは」に改め、「行うこと」の下に「又は現に有する経営資源及び合併等により他の中小企業者から承継する事業に係る新たな経営資源を有効に組み合わせて一体的に活用することにより、商品の生産若しくは販売若しくは役務の提供を効率化すること」を加え、同項を同条第十八項とし、同項の次に次の一項を加える。

19　この法律において「被承継中小企業者」とは、中小企業者が中小企業経営資源活用に際して他の中小企業者から事業を承継する場合における当該他の中小企業者をいう。

第二条中第二十一項を第二十項とし、第二十二項から第二十六項までを一項ずつ繰り上げ、同条第二十七項中「すべての」を「全ての」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十八項を同条第二十七項とする。

第三条第一項中「経済産業大臣」の下に「及び財務大臣（財務大臣にあっては、次項第六号に掲げる事項に限る。）」を加え、同条第二項第六号を次のように改める。

六　事業再構築、経営資源再活用、経営資源融合及び資源生産性革新のための措置を行うのに必要な資金の調達の円滑化に関して株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）及び指定金融機関（第二十四条の五第一項の規定により指定された指定金融機関をいう。第二十四条の二を除き、以下同じ。）が果たすべき役割に関する事項

第三条第二項中第十号を第十一号とし、第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七　事業革新新商品生産設備の導入に関する次に掲げる事項

イ　事業革新新商品の基準に関する事項

ロ　導入すべき事業革新新商品生産設備の基準に関する事項

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、事業革新新商品生産設備の導入に関する重要事項

第三条第三項から第五項までの規定中「経済産業大臣」の下に「及び財務大臣」を加える。

第四条第一項を次のように改める。

主務大臣は、基本指針（前条第二項第九号に掲げる事項に係る部分を除く。）に基づき、所管に係る事業分野のうち、次に掲げる事業分野を指定し、当該事業分野に係る産業活力の再生又は産業活動の革新に関する指針（以下「事業分野別指針」という。）を定めることができる。

一　過剰供給構造（供給能力が需要に照らし著しく過剰であり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる状態をいう。以下同じ。）にある事業分野であって当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生を図ることが適当と認められるもの

二　次に掲げる事業分野であって当該事業分野の特性に応じた産業活力の再生又は産業活動の革新を図ることが適当と認められるもの

イ　生産性の向上が特に必要な事業分野

ロ　我が国事業者が行う事業の規模が国際的な水準に比較して著しく小さい事業分野

ハ　新需要の開拓が特に必要な事業分野

第五条第四項を次のように改める。

4　事業再構築計画には、事業再構築に必要な資金を確保するために行う資本の相当程度の増加に関する計画を含めることができる。

第五条第六項第八号中「同一の業種に属する」を削り、同号イ中「当該業種に属する」を「その営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む」に改める。

第七条第三項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同条第四項第六号中「他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る経営資源再活用計画にあっては、」を削り、同号イ中「、当該」を「、第一項の認定の」に、「当該申請に係る他の事業者から承継する」を「その営む」に改める。

第九条中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項第六号イ中「当該事業者が経営資源を有効に組み合わせ一体的に活用して行う」を「その営む」に、「分野」を「事業分野」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を同条第五項とする。

第十条第三項中「前条第五項各号」を「前条第四項各号」に改め、同条第五項中「前条第五項及び第六項」を「前条第四項及び第五項」に改める。

第十一条第六項第六号中「同一の業種に属する」を削り、同号イ中「当該業種に属する」を「その営む事業と同一の事業分野に属する事業を営む」に改める。

第十三条第一項中「同一の業種に属する事業を営む」を削り、「同一の業種に属する他の」を「他の」に改め、「他の事業者から承継する事業と同一の事業分野に属する事業を営む事業者の申請に係る」を削り、「、必要があると認めるときは、当該認定に係る申請書の写しを公正取引委員会に送付するとともに、公正取引委員会に対し、当該送付に係る」を「、当該」に、「が当該送付に係る事業再構築に係る業種、経営資源再活用に係る他の事業者から承継する事業の属する事業分野、経営資源融合に係る事業の属する事業分野又は資源生産性革新に係る業種（以下この項において「事業再構築業種等」という。）における競争に及ぼす影響に関する事項その他の必要な事項について意見を述べるものとする」を「が、当該申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における適正な競争が確保されない